

意見書

平成 21 年 3 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 21 年 1 月 29 日付け情郵審第 11 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 21 年 1 月 29 日付け情郵審第 11 号で公告された接続約款の変更案（以下、「本変更案」という。）に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. はじめに

国内における現在の経済不況を考慮すれば、通信事業全体の需要の拡大と発展のために、より低廉な接続料が設定される必要性が高まってきており、特に不可欠設備としての社会的インフラである東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、NTT 東日本と NTT 西日本を合わせて「NTT 東西」という。）の接続料については、出来る限りの低減化が図られるべきと考えます。そのためには、NTT 東西殿において、早期にひかり電話サービス及び NTT 東西殿の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）への移行計画等の情報を公に明示した上で、NTT 東西殿のネットワーク全体にかかるコストを考慮し、各サービスの接続料算定の在り方等を総合的に見直すための議論を早急に開始することが必要と考えます。

なお、本変更案の対象である NTT-NGN については、当該ネットワークが公衆交換電話網（PSTN）等の既存ネットワークの代替サービスとして、効率的なネットワーク構成で構築されていること等に鑑みれば、その接続料については PSTN 等の既存ネットワークにおける接続料よりも廉価なものであることが必須です。また、今後の IP 化の進展に伴い、相応の需要増が見込まれることから、当該需要に見合い、かつ、十分な客観性・透明性を確保した算定方式を採用すべきであると考えます。

また、後述するとおり、NTT-NGN 接続料については、引き続き検討すべき課題等が数多く存在することから、それらについては、別途研究会を立ち上げる等によって更に議論を深める必要があると考えます。具体的には、PSTN 接続料における長期増分費用モデル研究会と同様に、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場（以下、「NTT-NGN 接続料研究会」という。）を設けた上で、継続して議論を行うべきと考えます。

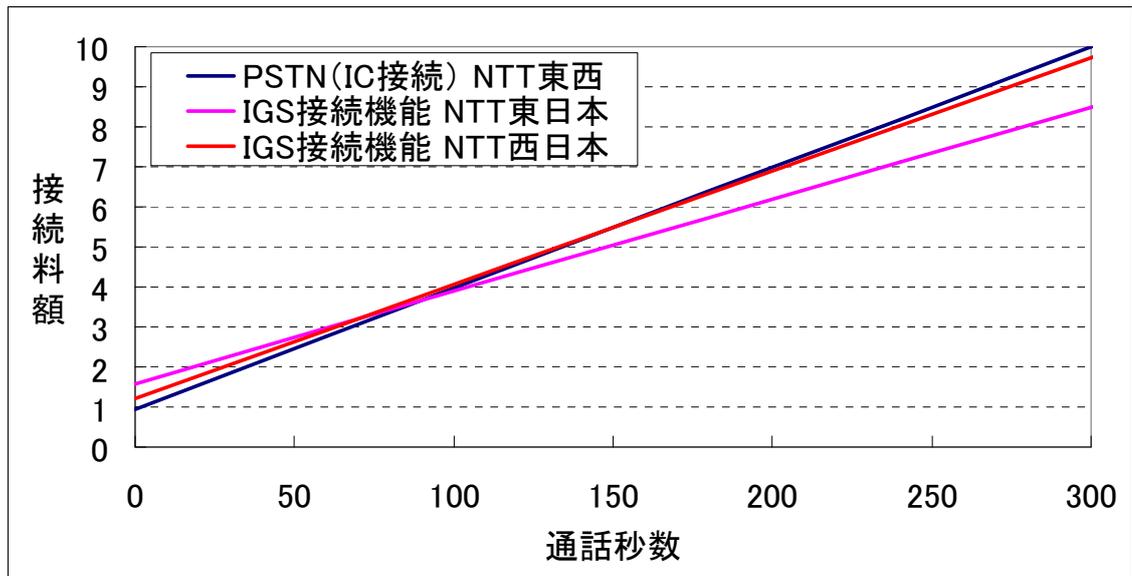
以上の考えを踏まえ、次項より、弊社意見の詳細を述べさせていただきます。

2. NGN 接続料の水準について

(1) IGS 接続機能に係るコストについて

今回認可申請がなされている IGS 接続機能に係る接続料と、現在 NTT 東西殿より認可申請がなされている長期増分費用方式に基づく接続料とを比較すると、保留時間によっては IGS 接続機能に係る接続料の方が割高となります（下記の図を参照願います）。

<図:PSTN(IC 接続)接続料と IGS 接続機能接続料との比較>



NTT-NGN が PSTN 等の既存ネットワークの代替的サービスとして効率的なネットワーク構成で構築されていること等を考慮すると、IGS 接続機能に係る接続料はより低廉であるべきであり、今回の認可にあたっては、算定の諸条件の詳細な情報開示と共に、その妥当性を検証すべきと考えます。一例を以下に記述します。

【具体例:SIP サーバの接続料原価】

次世代ネットワークに係る平成 21 年度の接続料の設定に関する NTT 東西殿の接続約款変更申請概要資料によれば、NGN 設備の取得固定資産価額は、平成 21 年度の予測契約数に基づき必要となる設備量を設定した上で算出されており、また、ひかり電話網のコスト算定においては、平成 19 年度接続会計から推計したコストに既存ひかり電話のユーザの伸び率等を考慮して予測・算定されています。

また、平成 21 年 2 月 3 日に実施された接続約款変更に係る事業者向け説明会の資料によれば、平成 21 年度末におけるひかり電話の ch 数(チャンネル数)は、NTT 東日本殿において 596 万 ch ですが、このうち NTT-NGN 収容数は 93 万 ch と推定され(NTT 西日本殿においては、517 万 ch のうち、NGN 収容数は 47 万 ch)、NGN 収容数は既存ひかり電話収容数よりも大幅に少ないと考えられます。

一方、IGS 接続機能のセットアップ料金となる SIP サーバの接続料原価(回数比例コスト)について、下記の表のとおりユーザ数の少ない NGN のほうが既存ひかり電話網に比べ大幅に高いものとなっており、詳細な情報開示とともにこの要因及びその妥当性を検証する必要があると考えます。

<表:SIP サーバの接続料原価の比較>

	NGN	既存ひかり電話網
NTT 東日本殿	5,859 百万円	2,773 百万円
NTT 西日本殿	3,113 百万円	2,176 百万円

(2) 長期の将来原価方式の採用について

NTT-NGN 接続料の算定については、平成 20 年 12 月 10 日提出の「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書案に対する弊社共意見書(以下、「報告書案に対する弊社共意見書」という。)でも述べたとおり、NTT-NGN が新規サービスであり今後需要の増加が見込まれること、接続事業者における事業の予見可能性の向上を図る必要があること、及び 1.はじめにでも述べたとおり、NTT 東西殿の接続料は出来る限りの低減化が図られるべきであること等を考慮すれば、NTT 東西殿に対して 5 年間の将来原価方式での算定を求めるべきと考えます。

3. 接続料算定の客観性・透明性の確保について

(1) 予想される設備数及びトラヒックの検証

将来原価方式の採用に当たり、予測と実績の乖離が発生しないようにするためにも、需要予測の精度を高めることが必要です。従って、今回の認可可否の検討にあたっては、NTT 東西殿より提示されている予想される設備数及びトラヒックの妥当性を検討すべきであり、加えて、今後の予測の算出については、NTT-NGN 接続料研究会の場を活用し、関係者間で十分に議論を行っていく等のプロセスを採用すべきと考えます。

(2) コストドライバの今後の在り方

コストドライバについては、客観性・透明性等の観点からは実績トラヒック比の採用が望ましく、まずは NTT-NGN 接続料研究会において将来の採用可能性について引き続き検討を行うべきです。その上で、平成 20 年 12 月 25 日公表の「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について 報告書」において、本来は想定トラヒック比が望ましいところ暫定的にポート容量比による費用配賦を認めることが適当、とされていることを踏まえると、実績トラヒックが採用可能となるまでの期間における当面の次善の策として、想定トラヒック比の早期適用を目指すべきと考えます。

(3) 帯域等換算係数及び QoS の加味の適正性

帯域等換算係数は、利用者料金とコストのバランスや適正性等の観点において許容し難い乖離等の存在があり、公正競争確保の観点から問題がある場合にはじめて導入が検討されるべきものです。今回の補正により、映像系サービスやテレビ電話等に係る費用が、従来の電話に置き換えられ得る基本的サービスであるひかり電話の費用に片寄せされることがあつてはならず、今回の認可にあたっては、まずは帯域等換算係数を用いずに算定した場合のコスト配賦の結果及び接続料水準を公表の上、当該係数の採用の妥当性を検討すべきです。

報告書案に対する弊社共意見書で述べたとおり、帯域等換算係数や QoS の効果の考え方については、ネットワーク設備をどのような方針に基づき補強するかの条件に左右される等、非常に複雑な問題であることから、これらの要素をどのように考慮すべきかについては、NTT-NGN 接続料研究会において議論を深めることが必要と考えます。

以上